

平成26年度

中国残留邦人等支援に係る
全国担当者会議資料
(配偶者支援金関係通知集 (案))

平成26年5月22日(木)、23日(金)

厚生労働省社会・援護局
援護企画課 中国残留邦人等支援室

目 次

- 1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の公布について（平成25年12月13日付け社援発1213第3号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
関係資料 官報
- 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案の新旧対照条文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 4 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案の概要・・・・・・・・・・別綴
- 5 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案の新旧対照条文・・・・・・・・・・別綴
- 6 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による配偶者支援金の実施要領案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 7 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による配偶者支援金の問答集案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 8 配偶者支援金の制度案内リーフレット案・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

法律の公布

官報

社援発 1 2 1 3 第 3 号
平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の公布について（通知）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(以下「法」という。)については、第 185 回国会において、12 月 6 日に成立し、同月 13 日に平成 25 年法律第 106 号として公布されたところである。法は、平成 26 年 10 月 1 日から施行されることとされており、その主たる内容は概ね下記のとおりであるので、あらかじめ御了知ありたい。

また、関係資料を同封したので、ご参照願いたい。

なお、法の施行のために必要な予算上の措置及び準備等については、追って連絡することとする。

記

第 1 改正の内容

1 特定配偶者の自立の支援の明記（題名、第 1 条、第 2 条、第 4 条及び第 5 条関係）

- (1) 特定配偶者の自立の支援を行うことを法律上明確化すること。
- (2) 特定配偶者とは、特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して配偶者である者とする。 (第 2 条関係)

2 支援給付に関する改正（第 14 条関係）

- (1) 特定中国残留邦人等に対する支援給付について、支援給付の額の算定の対象と

なる配偶者を特定配偶者に限定することとする。

- (2) 特定中国残留邦人等の死亡後も支援給付を受給できる配偶者を特定配偶者に限定することとする。

3 配偶者支援金の支給（第 15 条及び第 16 条関係）

- (1) 支援給付を受ける権利を有する特定配偶者に対して、特定中国残留邦人等の死亡後に配偶者支援金の支給を行うこととする。
- (2) 配偶者支援金の月額、満額の老齢基礎年金の月額相当額の $\frac{2}{3}$ とすること。
- (3) この法律に特別の定めのある場合のほか、配偶者支援金の支給については、生活保護法の規定の例によること。
- (4) 配偶者支援金の支給の実施に当たっては、特定中国残留邦人等及び特定配偶者の置かれている事情に鑑み、特定中国残留邦人等及び特定配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするために必要な配慮をして、懇切丁寧に行うものとする。
- (5) 国は、政令で定めるところにより、市町村及び都道府県が支弁した配偶者支援金の支給に要する費用を負担しなければならないこと。
- (6) 配偶者支援金を受ける権利は譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととし、配偶者支援金は非課税とすること。

4 経過措置（附則第 2 条関係）

- (1) この法律の施行の際現に支援給付を受けている特定中国残留邦人等であつて、その者の属する世帯にその者の配偶者（特定配偶者以外の者に限る。）があるものに対する当該支援給付については、なお従前の例によること。
- (2) この法律の施行の際現に支援給付を受けている配偶者（特定配偶者以外の者に限る。）に対する当該支援給付については、なお従前の例によること。
- (3) (1) によりなお従前の例によることとされた支援給付を受けている特定中国残留邦人等であつて、その者の属する世帯にその者の配偶者（特定配偶者以外の者に限る。）があるものが死亡した場合において、当該特定中国残留邦人等の死亡後も当該配偶者の属する世帯の収入の額が当該配偶者について生活保護法の保護の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該世帯に他の特定中国残留邦人等がある場合を除き、当該配偶者に対して、支援給付を行うものとする。

第 2 施行期日

この法律は、平成 26 年 10 月 1 日から施行すること。

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法 律〕

- 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律 (九九)
- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律 (一〇〇)
- 農地中間管理事業の推進に関する法律 (一〇一)
- 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律 (一〇二)
- 薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律 (一〇三)
- 生活保護法の一部を改正する法律 (一〇四)
- 生活困窮者自立支援法 (一〇五)
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律 (一〇六)
- 国家戦略特別区域法 (一〇七)
- 特定秘密の保護に関する法律 (一〇八)

〔政 令〕

- アルコール健康障害対策基本法 (一〇九)
 - 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律 (一一〇)
 - がん登録等の推進に関する法律 (一一一)
 - 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律 (一一二)
 - 内閣府本府組織令の一部を改正する政令 (三四一)
 - 国家戦略特別区域諮問会議令 (三四二)
 - 沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令 (三四三)
 - 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (三四四)
 - 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令 (三四五)
- 〔省 令〕
- 社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令等の一部を改正する省令 (厚生労働一八九)
- 〔規 則〕
- 人事院規則二二一〇 (倫理法の適用を受けない非常勤職員) の一部を改正する人事院規則 (人事院二二一〇一四)

〔告 示〕

- 構造改革特別区域計画を認定した件 (内閣府二五三〇二五七)
- 構造改革特別区域計画の変更を認定した件 (同二五八〇二六五)
- 構造改革特別区域計画の認定を取り消した件 (同二六六〇二六七)
- 地域再生計画を認定した件 (同二六八〇二七四)
- 地域再生計画の変更を認定した件 (同二七五〇二七六)
- 総合特別区域計画を認定した件 (同二七七〇二七九)
- 総合特別区域計画の変更を認定した件 (同二八〇〇二九〇)

本号で公布された 法令のあらまし

◇研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律 (法律第九九号) (文部科学省)

一 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正関係

1 人材の確保等の支援

国は、研究開発等に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の研究開発等に係る運営及び管理に係る業務 (2)において「運営管理に係る業務」という。 (1)において、専門的な知識及び能力を有する人材の確保その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるとともに、イノベーションの創出に必要な能力を有する人材の育成を支援するために必要な施策を講ずるものとした。(第一〇条の二及び第一〇条の三関係)

2 労働契約法の特例

(一)から(四)までに掲げる者がそれぞれの有期労働契約を期間の定めのない労働契約に転換させるための申込みを行うために二以上の有期労働契約の契約期間を通算した期間 (二)において「通算契約期間」という。)が五年を超えることが必要とされていることについて労働契約法 (平成一九年法律第一二八号) の特例を定め、一〇年を超えることが必要であるとするものとした。本改正項目においては、人文科学のみに係る科学技術を含む取扱とした。(第一五条の二関係)

(一) 科学技術に関する研究者又は技術者であつて研究開発法人又は大学等を設置する者との間で有期労働契約を締結したもの

(二) 研究開発等に係る運営管理に係る業務 (専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。(四)において同じ。)に従事する者であつて研究開発法人又は大学等を設置する者との間で有期労働契約を締結したもの

3 生活困窮者就労訓練事業の認定
雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業（以下「生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う者は、当該生活困窮者就労訓練事業が一定の認定を受けることにつき、都道府県知事の認定を受けることができることとし、都道府県知事は当該認定に係る生活困窮者就労訓練事業が基準に適合しないものとなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができることとした。（第一〇条関係）

4 施行期日等
（一）この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めることとした。（附則第三条、附則第一条関係）
（二）この法律は、一部の規定を除き、平成二十七年四月一日から施行することとした。

1 題名の改正等
（一）法律の題名を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改めることとした。（題名関係）
（二）目的及び国等の責務の規定において、特定配偶者の自立の支援を行うことを明確化することとした。（第一条、第四条及び第五条関係）
（三）「特定配偶者」とは、特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して当該特定中国残留邦人等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者）を含み、特定中国残留邦人等以外の者に限り、である者をいうこととした。（第二条第三項関係）

2 支援給付に関する改正
（一）特定中国残留邦人等に対する支援給付について、支援給付の額の算定の対象となる配偶者を特定配偶者に限定することとした。（第一条第四項第一項関係）
（二）特定中国残留邦人等の死亡後も支援給付を受給できる配偶者を特定配偶者に限定することとした。（第一条第三項関係）

3 配偶者支援金の支給
（一）配偶者支援金の支給は、支援給付を受ける権利を有する特定配偶者に対して行うものとする。こととした。（第一条第一項関係）
（二）配偶者支援金の月額額は、国民年金法の老齢基礎年金の月額（満額）相当額の三分の二とする。こととした。（第十五条第二項関係）
（三）国は、政令で定めるところにより、市町村及び都道府県が支弁した配偶者支援金の支給に要する費用を負担しなければならないこととした。（第十五条第四項関係）
（四）配偶者支援金を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととする。ことに、租税その他の公課は、配偶者支援金として支給を受けた金品を標準として、課することができないこととした。（第十六条関係）

4 支援給付の実施及び配偶者支援金の支給に関する経過措置等
（一）必要な経過措置等を定めることとした。（附則第二条及び附則第三条関係）
5 この法律は、平成二十六年一月一日から施行することとした。

1 目的
この法律は、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。こととした。（第一条関係）

2 定義
この法律において「国家戦略特別区域」とは、当該区域において、高度な技術に関する研究開発若しくはその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくはは役割の開発若しくは提供に関する事業その他の産業の国際競争力の強化に資する事業又は国際的な経済活動に關連する居住

者、来訪者若しくは滞在者を増加させるための市街地の整備に關する事業その他の国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれる区域として政令で定める区域をいうこととした。（第二条第一項関係）

3 国家戦略特別区域基本方針
（一）政府は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に關する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針（以下「国家戦略特別区域基本方針」という。）を定めなければならないこととした。（第五条第一項関係）
（二）国家戦略特別区域基本方針には、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進の意義及び目標に關する事項、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進のために政府が実施すべき規制改革その他の施策に關する基本的な方針、国家戦略特別区域を指定する政令の立案に關する基準その他基本的な事項、4の(三)(1)に規定する区域計画の認定に關する基本的な事項、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に關し政府が講ずべき新たな措置に係る提案の募集に關する基本的な事項等について定めることとした。（第五条第二項関係）

4 区域計画の認定等
（一）区域方針
（1）内閣総理大臣は、国家戦略特別区域ごとに、国家戦略特別区域基本方針に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に關する方針（以下「区域方針」という。）を定めることとした。（第六条第一項関係）

（2）区域方針には、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に關する目標並びにその達成のために取り組むべき政策課題、目標を達成するために国家戦略特別区域において実施される事業に關する基本的な事項等を定めることとした。（第六条第二項関係）

（二）国家戦略特別区域会議
（1）国家戦略特別区域ごとに、区域計画の作成、認定区域計画の実施に係る連絡調整並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に關し必要な協議を行うため、国家戦略特別区域担当大臣及び関係地方公共団体の長は、国家戦略特別区域会議を組織することとした。（第七条第一項関係）
（2）内閣総理大臣は、区域方針に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認められる特定事業を実施すると見込まれる者として、公募その他の政令で定める方法により選定した者を、国家戦略特別区域会議に構成員として加えることとした。（第七条第二項関係）
（3）国家戦略特別区域担当大臣及び関係地方公共団体の長は、必要と認めるときは、協議して、国の関係行政機関の長等を国家戦略特別区域会議に構成員として加えることができることとした。（第七条第三項関係）

（三）区域計画の認定
（1）国家戦略特別区域会議は、国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画（以下「区域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することとした。（第八条第一項関係）
（2）区域計画には、国家戦略特別区域の名称、目標を達成するために国家戦略特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容及び実施主体に關する事項等を定めることとした。（第八条第二項関係）

（三）区域計画の認定
（1）国家戦略特別区域会議は、国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画（以下「区域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することとした。（第八条第一項関係）
（2）区域計画には、国家戦略特別区域の名称、目標を達成するために国家戦略特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容及び実施主体に關する事項等を定めることとした。（第八条第二項関係）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第六十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

第一条中「より」を「より」に改め、「中国残留邦人等」の下に「及びそのような境遇にあった中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた特定配偶者」を加え、「かんがみ、これらの者」を「鑑み、中国残留邦人等」に「永住帰国した者」を「永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者」に改める。

第二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「特定配偶者」とは、第十三条第二項に規定する特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して当該特定中国残留邦人等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む、同項に規定する特定中国残留邦人等以外の者に限る。）である者をいう。

第四条第一項中「中国残留邦人等」の下に「及び特定配偶者」を加える。

第五条中「及び永住帰国後」を「並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者」に改める。第十四条第一項中「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を「特定配偶者」に改め、同条第三項中「配偶者（特定中国残留邦人等以外の者に限る。以下この条において同じ。）」を「特定配偶者」に、「当該特定配偶者」を「当該特定配偶者」に改め、同条第五項中「当たっては、特定中国残留邦人等」の下に「及び特定配偶者」を加え、「かんがみ」を「鑑み」に、「その配偶者」を「特定配偶者」に改める。

第十八条中「第十四条第四項」の下に「第十五条第三項において準用する場合を含む。」を加え、同条を第十九条とし、第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とする。

第十五条中「及び支援給付」を「支援給付及び配偶者支援金」に改め、同条を第十六条とし、第十四条の次に次の一条を加える。

第十五条 この法律による配偶者支援金の支給は、前条第三項の規定により支援給付を受ける権利を有する特定配偶者に対して行うものとする。

2 配偶者支援金は、月を単位として支給するものとし、その月額は、国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額（同法第二十七条の三又は第二十七条の五の規定により改定した同法第二十七条に規定する改定率を乗じて得たものに限る。）を十二で除して得た額に三分の二を乗じた額とする。

3 前条第四項、第五項及び第七項の規定は、配偶者支援金の支給について準用する。

4 国は、政令で定めるところにより、市町村及び都道府県が支弁した配偶者支援金の支給に要する費用を負担しなければならない。

附則

5 前各項に定めるもののほか、配偶者支援金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。

（支援給付の実施に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に、この法律による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「旧法」という。）第十四条第一項の規定により同項の支援給付を受けている特定中国残留邦人等（旧法第十三条第二項に規定する特定中国残留邦人等をいう。以下同じ。）であつて、その者の属する世帯にその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む、特定配偶者（この法律による改正後の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「新法」という。）第二条第三項に規定する特定配偶者をいう。以下同じ。）及び特定中国残留邦人等以外の者に限る。以下この条において同じ。）があるものに対する当該支援給付については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧法第十四条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けている配偶者に対する当該支援給付については、なお従前の例による。

3 第一項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を受けている特定中国残留邦人等であつて、その者の属する世帯にその者の配偶者があるものが死亡した場合において、当該特定中国残留邦人等の死亡後も当該配偶者の属する世帯の収入の額（厚生労働省令で定める額を除く）が当該配偶者（当該世帯に厚生労働省令で定める者があるときは、その者を含む。）について生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第一項の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該世帯に他の特定中国残留邦人等がある場合を除き、新法第十四条第三項の規定にかかわらず、当該配偶者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、同条第一項の支援給付を行うものとする。ただし、当該配偶者が当該死亡後に婚姻したとき（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。）は、この限りでない。

第三條 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百七十七号) 附則第四條第一項の規定により同項の支給給付を受ける権利を有する施行前死亡者の配偶者(同項に規定する施行前死亡者の配偶者をいう。)であつて、当該死亡の時に於いて特定配偶者に該当するものには、新法第十五條第一項の配偶者支給金を支給するものとする。

2 平成二十六年において、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四百四号) 附則第七條の二の規定により読み替えられた同法附則第七條第一項に規定する場合においては、新法第十五條第二項の規定の適用については、同項中「国民年金法第二十七條本文に規定する老齢基礎年金の額(同法第二十七條の三又は第二十七條の五の規定により改定した同法第二十七條に規定する改定率を乗じて得たものに限る。)」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四百四号) 附則第七條の二の規定により読み替えられた同法附則第七條の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法第一條の規定による改正前の国民年金法第二十七條本文に規定する老齢基礎年金の額」とする。

第四條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「第十四條第四項」の下に「(第十五條第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同表中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百七十七号)の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四條第四項」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四條第四項」に改める。

(地方税法の一部改正)

第五條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の二十三第二項第二号中「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「若しくはサービス」の下に「若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第二百六号) 附則第二條第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療支援給付のための医療その他の支援給付に係る政令で定める給付若しくは医療、介護、助産若しくはサービス」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第六條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第二項第二号中「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「若しくはサービス」の下に「若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第二百六号) 附則第二條第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療支援給付のための医療その他の支援給付に係る政令で定める給付若しくは医療、介護、助産若しくはサービス」を加える。

(住民基本台帳法の一部改正)

第七條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の七十七の七の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正)

第八條 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第四條第一項中「新法」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「受けることとなる」の下に「特定配偶者(同法第二條第三項に規定する特定配偶者をいう。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第二百六号) 以下この項において「平成二十五年改正法」という。附則第二條第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四條第三項の規定により同法第一項の支給給付を受けることとなる配偶者若しくは平成二十五年改正法附則第二條第三項の規定により中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四條第一項の支給給付を受けることとなる」を加え、同表第二項中「新法」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「第十五條」を「第十六條」に改め、同表第三項中「新法」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附則第五條第一項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九條 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三百三十三條(見出しを含む)中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十條 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第六十五條のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の改正規定のうち同表の百十六の項中「中国残留邦人等支援給付関係情報」を「中国残留邦人等支援給付等関係情報」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第十一條 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の六十二の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表の六十三の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「(以下「中国残留邦人等支援給付」を「又は配偶者支給金(以下「中国残留邦人等支援給付等」に改める。

政令案の概要

政令案

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案の概要

1. 趣旨

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 106 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、関係政令について、所要の改正を行う。

2. 改正の内容

(1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成 8 年政令第 18 号。以下「施行令」という。）の改正

○ 政令名の変更

改正法により、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下「法」という。）の法律名が変更されることから、施行令の政令名を改正する。

○ 地方自治法等の適用

配偶者支援金の支給に係る地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）等の適用について規定する。

○ 国が負担する市町村及び都道府県が支弁した配偶者支援金の支給に要する費用
改正法による改正後の法第 15 条の配偶者支援金（以下「配偶者支援金」という。）について、同条第 4 項の規定に基づき、算出方法等を施行令に規定する。

(2) その他関係政令の改正

その他関係政令について、法及び施行令の名称変更及び条ずれに伴う所要の改正を行う。

3. 施行期日

改正法の施行の日（平成 26 年 10 月 1 日）

○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令</p> <p>（被保険者期間の特例）</p> <p>第一条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「法」という。）第十三条第一項に規定する政令で定める期間は、昭和三十六年四月一日から初めて永住帰国した日の前日までの期間（二十歳に達した日前の期間及び六十歳に達した日後の期間に係るもの並びに昭和三十六年四月一日から昭和五十六年十二月三十一日までの期間のうち、同項に規定する永住帰国した中国残留邦人等が日本国籍を有していなかった期間に係るものを除く。以下この条において「国民年金対象残留期間」という。）とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（国民年金法による老齢基礎年金等の支給要件等の特例）</p> <p>第十条 第七条の規定により旧保険料納付済期間若しくは新保険料納付済期間とみなされた期間、第八条第一項の規定により旧保険料免除期間若しくは新保険料免除期間とみなされた期間又は平成二十年</p>	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令</p> <p>（被保険者期間の特例）</p> <p>第一条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「法」という。）第十三条第一項に規定する政令で定める期間は、昭和三十六年四月一日から初めて永住帰国した日の前日までの期間（二十歳に達した日前の期間及び六十歳に達した日後の期間に係るもの並びに昭和三十六年四月一日から昭和五十六年十二月三十一日までの期間のうち、同項に規定する永住帰国した中国残留邦人等が日本国籍を有していなかった期間に係るものを除く。以下この条において「国民年金対象残留期間」という。）とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（国民年金法による老齢基礎年金等の支給要件等の特例）</p> <p>第十条 第七条の規定により旧保険料納付済期間若しくは新保険料納付済期間とみなされた期間、第八条第一項の規定により旧保険料免除期間若しくは新保険料免除期間とみなされた期間又は平成二十年</p>

改正政令附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年改正政令による改正前のこの政令第三条第一項（以下「旧令第三条第一項」という。）の規定により旧保険料免除期間若しくは新保険料免除期間とみなされた期間を有する者（昭和六十年法律第三十四号附則第三十一条第一項に規定する者を除く。）に対する昭和六十年法律第三十四号附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第七条の規定により同令第二条に規定する旧保険料納付済期間若しくは新保険料納付済期間とみなされた期間、同令第八条第一項の規定により同項に規定する旧保険料免除期間若しくは新保険料免除期間とみなされた期間又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第二十四号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第三条第一項の規定により同項に規定する旧保険料免除期間若しくは新保険料免除期間とみなされた期間」とする。

257 (略)

改正政令附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年改正政令による改正前のこの政令第三条第一項（以下「旧令第三条第一項」という。）の規定により旧保険料免除期間若しくは新保険料免除期間とみなされた期間を有する者（昭和六十年法律第三十四号附則第三十一条第一項に規定する者を除く。）に対する昭和六十年法律第三十四号附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第七条の規定により同令第二条に規定する旧保険料納付済期間若しくは新保険料納付済期間とみなされた期間、同令第八条第一項の規定により同項に規定する旧保険料免除期間若しくは新保険料免除期間とみなされた期間又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第二十四号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第三条第一項の規定により同項に規定する旧保険料免除期間若しくは新保険料免除期間とみなされた期間」とする。

257 (略)

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第十九条の二 (略)

2 国民年金法第百九条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、機構による前項各号に掲げる権限に係る事務の実施について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第百九条		(略)
	の四第三		
	第一項各号	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(以下「中国残留邦人等支援法施行令」という。)第十九条の二第一項各号	

(機構への事務の委託)
第十九条の三 (略)

2 国民年金法第百九条の十第二項及び第三項の規定は、前項の規定

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第十九条の二 (略)

2 国民年金法第百九条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、機構による前項各号に掲げる権限に係る事務の実施について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第百九条		(略)
	の四第三		
	第一項各号	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令(以下「中国残留邦人等支援法施行令」という。)第十九条の二第一項各号	

(機構への事務の委託)
第十九条の三 (略)

2 国民年金法第百九条の十第二項及び第三項の規定は、前項の規定

による機構への事務の委託について準用する。この場合において、同条第二項中「機構」とあるのは「日本年金機構（次項において「機構」という。）」と、「前項各号」とあるのは「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（同項において「中国残留邦人等支援法施行令」という。）第十九条の三第一項各号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「中国残留邦人等支援法施行令第十九条の三第一項及び同条第二項において準用する前項」と、「第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と読み替えるものとする。

（支援給付に係るその他の法令の適用）

第二十二条（略）

一・二（略）

三 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）第十五条第二項の規定の適用については、同項中「第五十三條第三項」とあるのは「第五十三條第三項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四條第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四條第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてその例によ

による機構への事務の委託について準用する。この場合において、同条第二項中「機構」とあるのは「日本年金機構（次項において「機構」という。）」と、「前項各号」とあるのは「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（同項において「中国残留邦人等支援法施行令」という。）第十九条の三第一項各号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「中国残留邦人等支援法施行令第十九条の三第一項及び同条第二項において準用する前項」と、「第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と読み替えるものとする。

（支援給付に係るその他の法令の適用）

第二十二条（略）

一・二（略）

三 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）第十五条第二項の規定の適用については、同項中「第五十三條第三項」とあるのは「第五十三條第三項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四條第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四條第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてその例による場合を含む。」と、「生活保護指

る場合を含む。」と、「生活保護指定医療機関」とあるのは「生活保護指定医療機関（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法第四十九条の規定により指定を受けた医療機関を含む。）」と、「第五十三条第四項」とあるのは「第五十三条第四項（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による場合を含む。）」とする。

四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第九条第二項の規定の適用については、同項中「第三十条第一項ただし書の」とあるのは、「第三十条第一項ただし書（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の」とする。

五 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第二項の規定の適用については、同項中「第三十条第一項ただし書の」とあるのは、「第三十条第一項ただし書（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の

定医療機関」とあるのは「生活保護指定医療機関（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法第四十九条の規定により指定を受けた医療機関を含む。）」と、「第五十三条第四項」とあるのは「第五十三条第四項（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による場合を含む。）」とする。

四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第九条第二項の規定の適用については、同項中「第三十条第一項ただし書の」とあるのは、「第三十条第一項ただし書（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の」とする。

五 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第二項の規定の適用については、同項中「第三十条第一項ただし書の」とあるのは、「第三十条第一項ただし書（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する

支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の」とする。

六 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和三十六年法律第二百五十五号）第五条第一項の規定の適用については、同項ただし書中「の規定」とあるのは、「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）の規定」とする。

七 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の四第一項の規定の適用については、同項中「第三十条第一項ただし書」とあるのは、「第三十条第一項ただし書（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）」とする。

八 独立行政法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第七

法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の」とする。

六 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和三十六年法律第二百五十五号）第五条第一項の規定の適用については、同項ただし書中「の規定」とあるのは、「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）の規定」とする。

七 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の四第一項の規定の適用については、同項中「第三十条第一項ただし書」とあるのは、「第三十条第一項ただし書（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）」とする。

八 独立行政法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第七

十六号)第十八条の規定の適用については、同条中「第四十九条」とあるのは、「第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。))においてその例による場合を含む。)」とする。

九 介護保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号)附則第二十一条の規定の適用については、同条中「被保護者」とあるのは「被保護者(この条の規定により新生活保護法第十五条の二第一項の規定が適用される者に対して中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。))の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。))により介護支援給付が行われる場合における当該介護支援給付に係る者を含む。」と、「第十五条の二第一項」とあるのは「第十五条の二第一項(中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による場合を含む。)」

十六号)第十八条の規定の適用については、同条中「第四十九条」とあるのは、「第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。))においてその例による場合を含む。)」とする。

九 介護保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号)附則第二十一条の規定の適用については、同条中「被保護者」とあるのは「被保護者(この条の規定により新生活保護法第十五条の二第一項の規定が適用される者に対して中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。))の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。))により介護支援給付が行われる場合における当該介護支援給付に係る者を含む。」と、「第十五条の二第一項」とあるのは「第十五条の二第一項(中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による場合を含む。)」とする。

とする。

十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第十九条第三項（同法第二十四条第三項、第五十一条の五第二項、第五十一条の九第三項、第五十二条第二項、第五十六条第三項及び第七十六条第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）及び附則第八十一条の規定の適用については、同法第十九条第三項中「第三十条第一項ただし書の」とあるのは「第三十条第一項ただし書（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてその例による場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の」と、「同法」とあるのは「生活保護法」と、同法附則第八十一条第一項中「第八十四条の三」とあるのは「第八十四条の三（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による場合を含む。以下この条において同じ。）とする。

十一 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第十六号）第十二条及び第十七条の規定の適用については、同法第十二条第一項中「及び第四十九条の二第一項から

十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第十九条第三項（同法第二十四条第三項、第五十一条の五第二項、第五十一条の九第三項、第五十二条第二項、第五十六条第三項及び第七十六条第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）及び附則第八十一条の規定の適用については、同法第十九条第三項中「第三十条第一項ただし書の」とあるのは「第三十条第一項ただし書（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてその例による場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の」と、「同法」とあるのは「生活保護法」と、同法附則第八十一条第一項中「第八十四条の三」とあるのは「第八十四条の三（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による場合を含む。以下この条において同じ。）とする。

十一 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第十六号）第十二条及び第十七条の規定の適用については、同法第十二条第一項中「及び第四十九条の二第一項から

第三項まで」とあるのは「及び第四十九条の二第一項から第三項まで（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてこれらの規定の例による場合を含む。以下この条及び別表第二号において同じ。）」と、「同法第四十九条中」とあるのは「生活保護法第四十九条中」と、同条第二項中「第八十六条第一項の」とあるのは「第八十六条第一項（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてこれらの規定の例による場合を含む。以下この条及び別表第三号において同じ。）」の」と、「同法第五十四条の二第一項」とあるのは「生活保護法第五十四条の二第一項」と、同条第五項中「生活保護法の規定」とあるのは「生活保護法の規定（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてこれらの規定の例による場合を含む。以下この項及び第十七条において同じ。）」と、「同法」とあるのは「生活保護法」とする。

十二（略）

十三 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の規定の適用については、次に定めるところによる。

イ 地方自治法施行令第七十条の五第一項の規定の適用について

第三項まで」とあるのは「及び第四十九条の二第一項から第三項まで（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてこれらの規定の例による場合を含む。以下この条及び別表第二号において同じ。）」と、「同法第四十九条中」とあるのは「生活保護法第四十九条中」と、同条第二項中「第八十六条第一項の」とあるのは「第八十六条第一項（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてこれらの規定の例による場合を含む。以下この条及び別表第三号において同じ。）」の」と、「同法第五十四条の二第一項」とあるのは「生活保護法第五十四条の二第一項」と、同条第五項中「生活保護法の規定」とあるのは「生活保護法の規定（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてこれらの規定の例による場合を含む。以下この項及び第十七条において同じ。）」と、「同法」とあるのは「生活保護法」とする。

十二（略）

十三 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の規定の適用については、次に定めるところによる。

イ 地方自治法施行令第七十条の五第一項の規定の適用について

ては、同項第二号中「第七十六条第一項」とあるのは、「第七十六条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。第七十四条の二十九第一項及び第七十四条の四十九の五第一項において「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）以下同じ。）においてその例による場合を含む。」とする。

ロ 地方自治法施行令第七十四条の二十九第一項及び第七十四条の四十九の五第一項の規定の適用については、支援給付に関する事務を生活保護に関する事務とみなし、これらの規定中「規定により、都道府県」とあるのは、「規定（中国残留邦人等支援法第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）以下同じ。）において生活保護法の規定の例による場合を含む。以下この条において同じ。）により、都道府県」とする。

十四 (略)

十五 身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第

ては、同項第二号中「第七十六条第一項」とあるのは、「第七十六条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。第七十四条の二十九第一項及び第七十四条の四十九の五第一項において「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）以下同じ。）においてその例による場合を含む。」とする。

ロ 地方自治法施行令第七十四条の二十九第一項及び第七十四条の四十九の五第一項の規定の適用については、支援給付に関する事務を生活保護に関する事務とみなし、これらの規定中「規定により、都道府県」とあるのは、「規定（中国残留邦人等支援法第十四条第四項において生活保護法の規定の例による場合を含む。以下この条において同じ。）により、都道府県」とする。

十四 (略)

十五 身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第

九条第二項及び第四項の規定の適用については、同条第二項中「第三十条第一項ただし書」とあるのは、「第三十条第一項ただし書（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）と同じ。」とする。

十六〇十九（略）

二十 老人福祉法施行令（昭和三十八年政令第二百四十七号）の規定の適用については、次に定めるところによる。

イ 老人福祉法施行令第一条から第四条まで及び第十条の規定の適用については、同令第一条第三号中「規定に」とあるのは「規定又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に」と、「介護扶助」とあるのは「介護扶助又は介護支援給付」と、同令第二条第三号、第三条第三号、第三

九条第二項及び第四項の規定の適用については、同条第二項中「第三十条第一項ただし書」とあるのは、「第三十条第一項ただし書（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）と同じ。」とする。

十六〇十九（略）

二十 老人福祉法施行令（昭和三十八年政令第二百四十七号）の規定の適用については、次に定めるところによる。

イ 老人福祉法施行令第一条から第四条まで及び第十条の規定の適用については、同令第一条第三号中「規定に」とあるのは「規定又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に」と、「介護扶助」とあるのは「介護扶助又は介護支援給付」と、同令第二条第三号、第三条第三号、第三条の二第三号、第四条第三号及び第十

条の二第三号、第四条第三号及び第十条第三号中「生活保護法」とあるのは「生活保護法又は中国残留邦人等支援法」と、「介護扶助」とあるのは「介護扶助又は介護支援給付」とする。

ロ (略)

二十一 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の規定の適用については、次に定めるところによる。

イ (略)

ロ 介護保険法施行令第三十七条第一項の規定の適用については、同項第九号中「規定」とあるのは、「規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）」とする。

二十二～二十四 (略)

(配偶者支援金の支給に係る地方自治法等の適用)

第二十三条 配偶者支援金の支給が行われる場合における次の各号に規定する法令の適用については、当該各号の定めるところによる。

一 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定の適用については、配偶者支援金の支給に関する事務を生活保護に関する事務と

条第三号中「生活保護法」とあるのは「生活保護法又は中国残留邦人等支援法」と、「介護扶助」とあるのは「介護扶助又は介護支援給付」とする。

ロ (略)

二十一 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の規定の適用については、次に定めるところによる。

イ (略)

ロ 介護保険法施行令第三十七条第一項の規定の適用については、同項第九号中「規定」とあるのは、「規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）」とする。

二十二～二十四 (略)

(新設)

みなす。

二 地方財政法第十条の適用については、配偶者支援金の支給に要する経費を生活保護に要する費用とみなす。

三 地方自治法施行令第七十四条の二十九第一項及び第七十四条の四十九の五第一項の規定の適用については、配偶者支援金の支給に関する事務を生活保護に関する事務とみなし、これらの規定中「規定により、都道府県」とあるのは、「規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十五条第三項において準用する同法第十四条第四項において生活保護法の規定の例による場合を含む。以下この条において同じ。）により、都道府県」とする。

四 勅令及び政令以外の命令の規定の適用に関し必要な事項は、当該命令を発する者が定める。

（国の負担）

第二十四条 法第十五条第四項に規定する国の負担は、各年度において市町村及び都道府県が支弁した費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額について行う。

2 前項の規定により控除しなければならない額が、その年度において市町村及び都道府県が支弁した費用の額を超過するときは、その超過額は、後年度における支弁額から控除する。

（新設）

(事務の区分)

第二十五条 第八条第三項の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務、法第十四条第四項（法第十五条第三項又は改正法附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてその例によることとされる生活保護法施行令（昭和二十五年政令第四百十八号）第一条第二項及び第三項の規定により都道府県、市及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所を設置する町村が処理することとされている事務並びに第二十二條第十一号の規定により読み替えて適用する道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十二条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する生活保護法の規定（法第十四条第四項においてその例による場合に限る。）により道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律に規定する特定広域団体が処理することとされている同法に規定する特定事務等は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

（被保険者期間の特例に係る経過措置）

第四条（略）

2（略）

(事務の区分)

第二十三条 第八条第三項の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務、法第十四条第四項（改正法附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてその例によることとされる生活保護法施行令（昭和二十五年政令第四百十八号）第一条第二項及び第三項の規定により都道府県、市及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所を設置する町村が処理することとされている事務並びに前条第十一号の規定により読み替えて適用する道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十二条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する生活保護法の規定（法第十四条第四項においてその例による場合に限る。）により道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律に規定する特定広域団体が処理することとされている同法に規定する特定事務等は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

（被保険者期間の特例に係る経過措置）

第四条（略）

2（略）

3 第一項の規定により旧被保険者期間又は新被保険者期間とみなされた期間に係る法第十三条の規定の適用については、同条第二項中「同項」とあるのは「同項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）附則第四条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令附則第四条第一項」とする。

第五条（略）

2 前項の規定により旧被保険者期間又は新被保険者期間とみなされた期間に係る法第十三条の規定の適用については、同条第二項中「同項」とあるのは「同項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）附則第五条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令附則第五条第一項」とする。

3 第一項の規定により旧被保険者期間又は新被保険者期間とみなされた期間に係る法第十三条の規定の適用については、同条第二項中「同項」とあるのは「同項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）附則第四条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令附則第四条第一項」とする。

第五条（略）

2 前項の規定により旧被保険者期間又は新被保険者期間とみなされた期間に係る法第十三条の規定の適用については、同条第二項中「同項」とあるのは「同項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）附則第五条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令附則第五条第一項」とする。

省令案の概要

省令案

(別綴)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国
した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に
関する法律による配偶者支援金の実施要領について
(案)

(案)

社 援 発 第 号
平 成 2 6 年 月 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局長

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び
特定配偶者の自立の支援に関する法律による配偶者支援金の実施について

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部
を改正する法律（平成25年法律第106号）の施行に伴い、今般、別紙のとおり配偶
者支援金の実施要領を定め、平成26年10月1日から適用することとしたので、了知
の上、配偶者支援金の実施に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び
第3項の規定による処理基準であることを申し添える。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による配偶者支援金の実施要領について(案)

第1 目的

中国残留邦人等が死亡した後、残された配偶者の大半は、中国残留邦人等を中国において長年支え続け、日本に骨を埋める覚悟で来日したものの、高齢、日本語が不自由、日本の生活習慣に不慣れな状態であり、さらに中国残留邦人等と同様に高度成長の恩恵を享受することができず、老後の備えが不十分であるため、支援給付だけでは日本で生活することが困難な事情を抱えている。

このため、中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた配偶者の置かれている事情に鑑み、永住帰国前からの特定配偶者に対し、中国残留邦人等の死亡後に支援給付に加えて、配偶者支援金を支給することとし、配偶者の生活の安定を図るものである。

併せて、中国残留邦人等が死亡した後、厳しい状況の中に配偶者が一人残されることに胸を痛めている中国残留邦人等本人の安心、生活の安定を図る。

第2 実施主体

支援給付を実施している実施機関とする。

第3 対象者

配偶者支援金の対象者は、次のとおりとする。

- 1 支援給付を受けている特定中国残留邦人等の死亡後に、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成25年法律第106号。以下「法」という。)第14条第3項の規定による支援給付を受ける権利を有する特定配偶者(法第15条第1項)
- 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項の規定により同項の支援給付を受ける権利を有する施行前死亡者の配偶者であって、当該死亡時における特定配偶者(法附則第3条1項)

特定配偶者とは、特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して特定中国残留邦人等の配偶者である者をいう。

第4 申請

配偶者支援金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則(以下「省令」という。)第18条の7の2第1項に定める配偶者支援金支給申請書に、同条第2項に定める次の書類を添付して実施機関に提出

しなければならない。

申請者と配偶者であった特定中国残留邦人等の婚姻の成立日及び婚姻関係の継続を確認できる書類

なお、実施機関の保有資料等で確認できる場合は、添付を省略できるものとする。

第5 審査

実施機関は、申請者から申請があったものについては、前記第3の対象者に該当することについて、次の事項において必要な審査を行うこと。

- 1 特定中国残留邦人等が死亡した事実の確認
- 2 婚姻成立日が永住帰国日以前であって、継続して婚姻関係があったことの確認
- 3 申請者が支援給付を受ける権利を有していることの確認

第6 支給決定

1 申請者に対する通知

実施機関は、申請者からの申請について必要な審査を行った結果、支給又は却下の決定を行った場合は、申請者に対し、支給決定の要否、程度、方法、決定の理由及び行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示を記載した書面をもって通知すること。

2 支給の方法

支給の方法は、月を単位として支給する。

支援給付と合算して支払いを行っても差し支えない。ただし、配偶者支援金の額と支援給付の額をそれぞれ明記すること。

3 支給の時期

支給の時期は、特定中国残留邦人等が死亡した月の翌月以降とする。

法施行前に特定中国残留邦人等が死亡している場合は、法施行月から支給する。

第7 支給額

支給額は、月額とし日割り計算はしない。その月額は国民年金法第27条本文に規定する老齢基礎年金の額（満額）を12で除して得た額に3分の2を乗じた額とする。

（1円未満を切り捨てとする。）

老齢基礎年金額の改定があった場合は、改定があった月から変更する。

なお、配偶者支援金は、支援給付の収入認定の対象とはならない。

第8 費用の負担

配偶者支援金の支給に要する費用は、国が全額負担する。

配偶者支援金申請書

		※実施機関等受付年月日
1	配偶者支援金を受けようとする方の住所氏名	
2	亡くなった特定中国残留邦人等の氏名	
	※(支援給付受給者番号)	
3	特定中国残留邦人等の亡くなった日	平成 年 月 日
4	配偶者支援金を受けようとする方と亡くなった特定中国残留邦人等が、永住帰国前から死亡の日まで継続した婚姻関係にあった事実の有無	有 ・ 無

上記のとおり相違ないので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第15条第1項又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第3条第1項による配偶者支援金を申請します。

(申請日)

平成 年 月 日

申請者住所

申請者氏名

印

支援給付及び配偶者支援金の実施機関の長 殿

(申請上の注意)

- ※印欄は記入しないでください。
- 上記4欄の事実を証明する書類を添付してください。どういう書類を添付するか不明の場合は、実施機関等に御相談ください。なお、申請者によっては、実施機関等において、添付書類を省略することができると判断する場合があります。
- この申請書は原則として、配偶者支援金を受けようとする方が申請してください。配偶者支援金を受けようとする方と申請者が異なる場合は、両者の関係を証する書類及び配偶者支援金を受けようとする方が申請できない理由を記した書類を合わせて添付してください。

両者の関係及び申請できない理由によっては、実施機関において申請書を受理できないことがあります。

- 日本名と中国名(又はロシア名)両方お持ちの方は併記してください。
- この申請書を提出した後で、実施機関から改めて審査のため必要な書類の提出を求めることがあります。

(例)

様式 (配偶者支援金単独の決定通知)

発 第 号
年 月 日
支援給付の実施機関の長 印

殿

配 偶 者 支 援 金 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請された 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による配偶者支援金
を、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 配偶者支援金の開始時期 年 月 日

2 配偶者支援金の決定額

決定額
円

3 配偶者支援金を決定した理由

4 配偶者支援金の支給日及び支給場所

(備考)

- (1) この決定通知が申請書受理後 14 日を経過した理由。
- (2) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、知事に対し審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- (3) 上記(2)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として (訴訟において市を代表する者は市長となります。) この決定の取消しの訴えを提起することができます (なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して 50 日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(注) この通知書は変更の場合にも用いるものとする。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国
した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に
関する法律による配偶者支援金の問答集（案）

<制度>

(問1) 配偶者支援金は支援給付とは別制度なのか。

(答) 支援給付とは別制度である。

したがって、配偶者支援金支給の認定は申請書を受け付け新規に行う必要がある。ただし、配偶者支援金の実際の支給にあたっては、支援給付と一体して管理を行って差し支えない。

<事務処理等>

(問2) 配偶者支援金の事務について新たに組織規程等に明記する必要があるか。

(答) 配偶者支援金は支援給付とは別制度であるが、同じ法律に基づくものであり、支援給付を受給している特定配偶者に対し支給するものであることから、中国残留邦人に対する支援等について組織規程等に明記されていれば改めて配偶者支援金について明記する必要はない。

ただし、組織規程等に法律名を引用している場合は、法律名が改正されたことから、当該部分の改正は必要となる。

(問3) 実施機関は、被支援者に支援給付を支給する実施機関となっているが、例えば県本庁が県内分一括まとめて或いは県地方事務所等がブロックごとにまとめて実施主体となるという扱いは可能か。

(答) 配偶者支援金は、支援給付受給者のうち配偶者支援金の支給要件に該当する者に対し支給するものであるため、被支援者の状況を最も把握している支援給付の実施機関が実施するのが適切と考えられる。

(問4) 特定中国残留邦人等が死亡した後、特定配偶者が配偶者支援金を申請する前に転居した場合、実施機関はどこになるのか。

(答) 転居先の実施機関となる。

<支給要件>

(問5) 平成25年改正法15条第1項「支援給付を受ける権利を有する」とはどのようなことか。支援給付停止中の場合でも配偶者支援金は支給するのか。

(答) 「支援給付を受ける権利を有する」ということは、支援給付の決定処分を受けたということであるが、支援給付停止中の者については、支援給付が廃止されたわけではないから、当然配偶者支援金は支給される。

(問6) 特定中国残留邦人等が永住帰国後に結婚した配偶者で、平成25年改正法施行前に支援給付を受給していたが、平成25年改正法施行後に特定中国残留邦人等が

死亡した場合、支援給付及び配偶者支援金は支給されるのか。

(答) 平成25年改正法施行時、夫婦世帯で支援給付を受けている配偶者については、その後特定中国残留邦人等が死亡し、引き続きその収入が基準額に不足する場合は、平成25年改正法附則第2条第1項の規定により継続して支援給付を支給する。

また、特定中国残留邦人等が永住帰国前に婚姻した配偶者であれば、「特定配偶者」に該当するため、当該配偶者には、配偶者支援金は支給される。

ただし、設問のような特定中国残留邦人等が永住帰国後に婚姻した配偶者は「特定配偶者」に該当しないため、当該配偶者には、配偶者支援金は支給されない。

(問7) 特定中国残留邦人等同士夫婦の場合で、夫婦の一方が死亡した場合、残りの特定中国残留邦人等は配偶者支援金の支給対象になるか。

(答) 特定中国残留邦人等は老齢基礎年金を満額受給しており、また、平成25年改正法上の特定配偶者には該当しないため、配偶者支援金の支給対象にはならない。

(問8) かつて配偶者単身世帯として支援給付を受給していたが、就労に伴い収入額が基準額を超えたため廃止となった者が、離職により再度収入が基準額以下になった場合、配偶者支援金の支援対象になるか。

(答) 配偶者単身世帯の支援給付が廃止になった場合、生活保護法の基準に継続して不足していることに該当しないことから、再度支援給付の支給対象となることはできないため、支援給付に併せて支給される配偶者支援金の支給対象にならない。

(問9) 配偶者単身の者が2世と同居の世帯で、世帯の収入は生活保護法の基準を下回るが、同居者の収入でなんとか生活できるとして支援給付を辞退した場合で、配偶者支援金のみ受給を希望した場合は支給できるか。

(答) 支援給付の支給決定を受けず、配偶者支援金のみの支給はない。

(問10) 永住帰国前から婚姻関係にあった配偶者で、永住帰国後に離婚したが、その後復縁した場合、支援給付及び配偶者支援金の対象となるか。

(答) 復縁の時期が平成25年改正法施行前であれば、支援給付の対象となる。

復縁の時期が平成25年改正法施行後であれば、支援給付の対象とならない。

いずれの場合も、継続して配偶者である者には該当しないため、特定配偶者に該当せず、配偶者支援金は支給されない。

(問11) 永住帰国前に婚姻している配偶者で、平成25年改正法施行時に夫婦世帯で支援給付を受けていたが、その後、特定中国残留邦人等が死亡し、別の特定中国残留邦人等と再婚した場合、配偶者支援金は支給対象となるか。

(答) 平成25年改正法施行後に、特定中国残留邦人等が死亡後、婚姻（事実婚を含む。）した特定配偶者には、支援給付は支給されない。したがって、配偶者支援金も支給されない。

なお、設問のように、再婚相手が別の特定中国残留邦人等であった場合でも、永住帰国後かつ平成25年改正法施行後の婚姻であり、支援給付及び配偶者支援金の対象とはならない。

設問の例と異なり、平成25年改正法施行前に別の特定中国残留邦人等と再婚した場合には、配偶者支援金の対象とはならないが、平成25年改正法附則第2条第1項（再婚相手の特定中国残留邦人等が死亡した後は、同条第3項）により支援給付の対象となる。

(問12) 永住帰国前から継続して当該特定中国残留邦人等の配偶者である者について、具体的にいつの時点で婚姻が成立している必要があるのか。

(答) 永住帰国日の前日までに婚姻が成立している必要がある。

(問13) 中国において婚姻中の者と永住帰国前に離婚し、本人単身（又は子供と同伴）で永住帰国した者について、永住帰国後にかつて離婚した者と復縁し、日本に呼び寄せた場合、当該配偶者は対象になるか。

(答) 永住帰国日の前日までに婚姻が成立し、その後も継続していることが必要なことから、対象にはならない。

(問14) 中国において婚姻中の者と婚姻を継続したまま、事情により配偶者は同伴せず本人単身（又は子供世帯と同伴）で永住帰国した者について、後に当該配偶者を日本に呼び寄せた場合の配偶者は対象になるか。

(答) 永住帰国日の前日までに婚姻が成立し、その後も継続していることから、対象になる。

(問15) 永住帰国前から継続して事実婚の状態にあったが、平成25年改正法施行後に入籍した場合は、特定配偶者に該当するか。

(答) 永住帰国前からの事実婚の状態が確認されれば入籍の有無にかかわらず、該当する。

(問16) 特定中国残留邦人等が永住帰国後に、事実婚の状態となった配偶者が、平成25年改正法施行前に入籍した場合は、特定配偶者に該当するか。

(答) 事実婚の状態が永住帰国後からであることが確認されれば、平成25年改正法施行前後、入籍の有無にかかわらず、特定配偶者には該当しない。

(問 17) 申請はいつから可能か。

(答) 改正厚生労働省令公布後から申請を受け付ける（正式受理日は施行日とする）こととする。

(問 18) 省令第 18 条の 7 の 2 に規定する「特定配偶者であることを証明する書類」とはどのようなものか。

(答) 特定配偶者とは、死亡した特定中国残留邦人等と永住帰国前から継続して婚姻関係にある者であるから、婚姻年月日、特定中国残留邦人等の永住帰国日の確認できる書類は最低限必要となる。婚姻年月日を確認する書類としては、戸籍、特定中国残留邦人等の永住帰国日を確認する書類としては、引揚証明書又は自立支度金支給決定通知書の写しである。その他これに準ずるものとして、永住帰国者証明書、永住帰国旅費支給決定通知書、一時帰国旅費支給決定通知書又は中国の公的機関発行の結婚証明書などが想定される。

事例によっては、以上に加え、特定中国残留邦人等とともに永住帰国していない場合において、その理由と事実が確認できる書類や、永住帰国後に継続して婚姻関係にあったかどうか確認できない場合において、永住帰国後から現在までの全ての戸籍、住民票又は本人申立書等が必要となる場合が想定される。

(問 19) 実施機関保有資料により支給要件が確認できれば、本人が提出する書類を省略することは可能か。

(答) 実施機関で保管する問 18 で示した書類で確認できれば、省略することは可能である。なお、確認内容については、写しを添付する等確実に記録に残すようお願いする。また、被支援者が移管の際には、確認内容について、移管先の実施機関に引き継がれるようお願いしたい。

(問 20) 事実婚についてはどのように確認すればよいのか。

(答) 事実婚関係にある者とは、いわゆる内縁関係にある者で、内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいい、次の要件を備えることを要するものであること。

- ① 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること。
- ② 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在すること。

以上を踏まえ、申請者より徴取した申立書及び申請者からの事情聴取、必要に応じ第三者の証言等により、当事者の合意の有無、事実関係の存在の有無を確認の上

判断されたい。

(参考)

生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて（平成23年3月23日年
発第0323第1号日本年金機構理事長あて厚生労働省年金局長通知）5 事実婚
関係

<支給決定>

(問 21) 具体的にどのような審査をすればよいか。

(答) 特定配偶者の要件に該当しているかについて確認する必要があることから、以下
について審査確認されたい。

- ① 特定中国残留邦人等の死亡の事実を確認する。
- ② 申請者が支援給付を受ける権利を有する者であることを確認する。
- ③ 死亡した当該特定中国残留邦人等との婚姻成立日が永住帰国日の前日以前で
あるか確認する。
- ④ 当該婚姻成立日から継続して婚姻関係にあるか確認する。

なお、永住帰国日等不明な点があれば、適宜厚生労働省に文書（様式は任意）
により照会されたい。

(問 22) 配偶者支援金支給決定通知について、支援給付の決定通知書の様式内に配偶
者支援金の支給決定通知の項目を設けることにより、支給決定通知書とすることは
可能か。

(答) 配偶者支援金の支給決定について明記されていれば差し支えない。なお、その際
の様式については、中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則準則について（平
成年月日社援発第号）に例示しているので参考にされたい。

(問 23) 支給開始日は具体的にいつからになるのか。

(答) 配偶者支援金は、死亡した残留邦人本人の老齢基礎年金が支給されなくなった月
から支給するので、

- ① 法施行前から配偶者単身世帯として支援給付を受給していた対象者
法施行月から支給
- ② 法施行後に対象者となった者
特定中国残留邦人等本人が死亡した翌月から支給（老齢基礎年金は死亡した
当月は支給されるため。）

となる。ただし、申請者の自己都合により申請が行われない場合は、申請した月か
ら支給する。

(問 24) 月の途中で対象者となった場合、その月の支給額は日割計算するのか。

(答) 老齢基礎年金は、月の途中で死亡しても当該月分は全額支給されるため、配偶者支援金はその翌月から支給することになり、日割りで支給することはない。

(問 25) 月の途中で支給要件を喪失した場合（死亡、再婚等）、日割計算するのか。また、既に支給した場合、返還を求めるのか。

(答) 日割計算はしない。また、その月の配偶者支援金の返還を求めることはない。

(問 26) 配偶者支援金を受給している被支援者が、月の途中で実施機関を移管した場合の支給額は、実施機関に属する日数に応じて日割計算するのか。

(答) 日割計算はしない。月の初めに属する実施機関において支給するものとする。月の途中で複数の実施機関を移管した場合も同様である。

(問 27) 特定中国残留邦人等が死亡し、申請者はその翌月の月の途中で転居し、転居先の実施機関に配偶者支援金申請書を提出した場合、転居した月の配偶者支援金は転居元（月の初めに属する実施機関）が支給するのか。

(答) 転居後申請があったのであれば、申請のあった転居先の実施機関において支給とされたい。

(問 28) 配偶者支援金を支援給付と合算して支給することは可能か。

(答) 可能であるが、支給決定通知書において、配偶者支援金の額と支援給付の額がそれぞれ明記されていることが必要である。

(問 29) 老齢基礎年金の額が改定された場合、配偶者支援金の額はいつから変更になるのか。（改定になった月からなのか、年金の受給月と同じく 2 ヶ月後になるのか。）

(答) 老齢基礎年金の額が改定された月から変更となるものである。

(問 30) 配偶者支援金の端数処理はどうするのか。

(答) 1 円未満切り捨てとする。

(問 31) 配偶者支援金は収入認定するのか。

(答) 配偶者支援金は、配偶者のおかれた特別な事情に配慮してその生活の安定のために支給するものであることから、収入認定しない。（省令第 条参照）

(問 32) 配偶者支援金は課税対象となるのか。

(答) 支援法第 16 条第 2 項により、租税その他公課を課することができないとされてい

る。

(問 33) 海外渡航中やむを得ない理由で帰国できない場合、又は災害等やむを得ない理由により被支援者が特定中国残留邦人等の死亡した日の属する月の翌月までに申請できなかった場合における、帰国後又はやむを得ない理由がやんだ後の申請を1か月以内とした理由如何。

(答) 通常の申請の場合、特定中国残留邦人等が死亡して申請するまでには、最も短い期間で1か月の猶予があることから1か月以内としたものである。

(問 34) 海外渡航中やむを得ない理由で帰国できない場合とは具体的にどのような場合を指すか。

(答) やむを得ない理由の例としては、特定配偶者が単身で中国へ渡航中に、在日の特定中国残留邦人等が死亡したが、特定配偶者が急病のため長期入院したため帰国できず申請ができなかった場合や、夫婦で中国へ渡航中に、特定中国残留邦人等が死亡し、その事後処理のために帰国できなかった場合等が考えられる。

(問 35) 審査に時間を要する場合、支給決定通知はいつまでにしなければならないか。又期限内に審査できない場合の取扱い如何。

(答) 支給決定通知は14日以内(特別な理由がある場合は30日まで延長可。その場合は通知書にその理由を明示しなければならない。)にしなければならない。期限内に決定できない場合は、一度決定し、審査の上、要件を満たさないと判断された場合は却下通知を行い、63条返還措置を執られたい。

(問 36) 配偶者支援金の支給要件を確認するにあたっての実施機関の調査権限の根拠はなにか。

(答) 平成25年改正法第15条第3項において準用する第14条第4項において準用する生活保護法第29条である。

(問 37) 既に特定中国残留邦人等が死亡しており、平成25年改正法施行日(平成26年10月1日)において要件を満たす申請者が、法施行日前後に海外渡航のため申請できない場合の取扱いについて。

(答) 改正省令公布後に申請できることとしているので(改正省令附則第2条)、海外渡航する前に申請するようあらかじめ指導されたい。なお、実施機関の指導にもかかわらず、申請せずに海外渡航し施行日以後に帰国した場合は、帰国後申請した月からの支給となる。

(問 38) 対象者が認知症等により申請能力がない場合は、代理人による申請は可能か。

(答) 配偶者支援金はあくまでも本人からの申請に基づき支給されるものであり、代理人による申請は認められない。その場合は、平成 25 年改正法第 15 条第 3 項において準用する第 14 条第 4 項において準用する生活保護法第 7 条の規定により、その扶養義務者又はその他の同居の親族による申請、又は同条但し書きに基づく職権により支給とされたい (生活保護法第 25 条)。

(問 39) 本人からの申請によらず、実施機関において職権により配偶者支援金の支給を決定して差し支えないか。

(答) 申請者が急迫状況にある場合等を除き、あくまで自らの意思で申請することが必要である。配偶者支援金の支給にあたっては、特定配偶者の要件を満たすかどうかの審査が必要なことから申請主義をとっているものである。

(問 40) 配偶者支援金は返還の対象となるか。

(答) 平成 25 年改正法第 15 条第 3 項において準用する第 14 条第 4 項において準用する生活保護法第 63 条、第 77 条及び第 78 条に基づく返還の対象となる。

(問 41) 配偶者支援金が支給されなくなる場合とはどういった場合か。

(答) 支援給付を受給する権利を失った場合である。

支援給付を受給する権利を失った場合とは、当該被支援者の属する世帯の収入が最低生活費を上回る場合 (ただし、一時的なものを除く)、当該被支援者が婚姻をした場合又は当該被支援者が死亡した場合である。なお、平成 25 年改正法施行後は、再婚相手が特定中国残留邦人等であっても、支援給付の支給対象とはならない (特定配偶者の要件を満たさず、平成 25 年改正法附則第 2 条の規定も満たさない)。

(問 42) 支援給付が支給停止中の場合の配偶者支援金の支給について。

(答) 支援給付が停止中の者とは、支援給付の決定処分を受けた者で、支援給付が廃止されていない者をいうため、支援給付を受ける権利を有することから、支援給付停止中も配偶者支援金を支給する。

(問 43) 医療支援給付単給といった場合においては、その月の医療費等の額によっては、支援給付が支給されない月があり得るが、その場合の取扱いについて。

(答) 継続して支援給付を受ける権利を有することから、配偶者支援金については支給されたい。

リーフレット

※ 平成 26 年 5 月 31 日及び 6 月 2 日に都道府県・指定都市・
中核市宛て送付した完成版のリーフレットを掲載します。

配偶者支援金のご案内

「配偶者支援金」は、中国残留邦人等が亡くなった場合に、中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にされてきた配偶者の方の事情に配慮し、永住帰国する前からの配偶者の方へ支給するものです。

この支援金は、支援給付の収入認定の対象にはせず、支援給付に加えて支給します。この支援金を受け取るには申請が必要です。支援給付を行っている機関に申請してください。

<p>支給対象となる方</p>	<p>中国残留邦人等が亡くなった後に、支給給付を受ける権利のある特定配偶者 特定配偶者とは、次のいずれかに該当する方です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して特定中国残留邦人等の配偶者である方 2. 平成20年4月1日（平成19年改正法施行日）より前に亡くなられた特定中国残留邦人等の配偶者*1で、支援給付を受給*2している方 ただし、特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して特定中国残留邦人等の配偶者*1である方に限る。 <p>※1 婚姻の届け出をしていなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にある方も含みます。 ※2 平成19年改正法附則第4条第1項の規定により支援給付を受けている方（受給する権利のある方を含みます）</p>
<p>支給額</p>	<p>老齢基礎年金の3分2相当額 $\left[\begin{array}{l} \text{平成26年4月からの老齢基礎年金額（満額）は64,400円} \\ \text{したがって支給額は、} 64,400\text{円} \times 2/3 = 42,933\text{円} \end{array} \right]$</p>
<p>支給開始時期</p>	<p><現在、配偶者単身で支援給付を受給している特定配偶者の方> 平成26年10月（改正法施行月）から支給 <現在、夫婦で支援給付を受給している特定配偶者の方> 特定中国残留邦人等が亡くなられた月の翌月から支給</p>
<p>申請に必要な書類</p>	<p>配偶者支援金支給申請書（実施機関の窓口にあります） 婚姻成立日が永住帰国日の前日以前で、継続して婚姻関係があったことを確認できる戸籍など</p>
<p>申請窓口</p>	<p>支援給付を実施している実施機関（下記）</p>
<p>支給対象とならない場合</p>	<p>▷ 支援給付の支給決定を受けずに配偶者支援金のみ受給することはできません。 ▷ 特定中国残留邦人等が亡くなった後に再婚された特定配偶者は、支援給付を受ける権利を喪失し、配偶者支援金も受けられません。 ▷ 特定中国残留邦人等と永住帰国前に結婚し共に帰国し、帰国後に離婚した方（その後、復縁している方を含む） → 「継続して特定中国残留邦人等の配偶者」という要件に当てはまらないため、特定配偶者にはならず、配偶者支援金を受給することはできません。</p>

詳しいことは支援給付の実施機関、または支援・相談員にお尋ねください。

平成26年 月

〇〇福祉事務所

住 所：
 電話番号：
 担 当：

配偶支援金介绍

“配偶支援金”是在遗华日本人等去世的情况下，考虑到与遗华日本人等长年共历艰辛的配偶的情况，向从回国定居前就一直相伴的配偶支付的金额。

该支援金不作为支援给付的收入认定对象，在支援给付之外支付。领取该支援金需要提出申请。请向实施支援给付的机关申请。

<p>支付对象</p>	<p>在遗华日本人等去世后，拥有领取支援给付权利的特定配偶 ◆特定配偶为符合以下任一项者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 在特定遗华日本人等回国定居前就一直为特定遗华日本人等的配偶者 2. 在2008年4月1日（2007年修订法施行日）之前去世的特定遗华日本人等的配偶^{※1}，现为领取支援给付^{※2}者 但是，仅限从特定遗华日本人等回国定居前就一直为特定遗华日本人等的配偶^{※1}。 <p>※1 包括没有登记结婚但事实上处于与婚姻关系相同的状态者。 ※2 基于2007年修订法附则第4条第1项的规定领取支援给付者（含拥有领取权利者）</p>
<p>支付额</p>	<p>相当于老龄基础年金的三分之二的金额 $\left[\begin{array}{l} \text{从2014年4月起的老齡基础年金額（滿額）為64,400日元} \\ \text{因此，支付額為64,400日元} \times 2/3 = 42,933 \text{日元} \end{array} \right]$</p>
<p>开始支付时期</p>	<p><现在配偶单独领取支援给付的特定配偶> 从2014年10月（修订法施行月）起支付 <现在夫妇领取支援给付的特定配偶> 从特定遗华日本人等去世月份的下一个月开始支付</p>
<p>申请所需文件</p>	<p>配偶支援金支付申请书（在实施机关窗口领取） 能确认婚姻成立日在回国定居日的前一天之前且一直为婚姻关系的户籍等</p>
<p>申请窗口</p>	<p>实施支援给付的实施机关（如下）</p>
<p>不属支付对象的情况</p>	<p>▷未获得支援给付的支付决定，就不能领取配偶支援金。 ▷在特定遗华日本人等去世后再婚的特定配偶将丧失支援给付的权利，也不能领取配偶支援金。 ▷与特定遗华日本人等在回国定居前结婚并一同回国，回国后离婚者（含之后复婚者） →因不符合“一直为特定遗华日本人等的配偶”这一要件，因此不属于特定配偶，不能领取配偶支援金。</p>

详情请咨询支援给付实施机关或支援咨询员。

2014年 月

〇〇福利事务所

地址：

电话：

负责人：

Информация о субсидии супругам

Субсидия супругам – это денежная сумма, которая выплачивается лицам, являющимся супругами японцев (японок), оставшихся в Китае или на других территориях после окончания Второй мировой войны (далее – японцы (японки), оставшиеся в Китае и др.), и вступившим в брак до момента их возвращения на постоянное место жительства в Японию. Субсидия выплачивается супругам в случае смерти японцев (японок), оставшихся в Китае и др., и во внимание принимается обстоятельство многолетнего совместного проживания супругов (супруг) в тяжелых условиях.

Данная субсидия выплачивается дополнительно к социальному пособию и не подпадает под заключение о сумме совокупного дохода, необходимое для получения социального пособия. Для получения данной субсидии требуется подать заявление. Просьба подать заявление в орган, производящий выплату социальных пособий.

Лица, имеющие право на выплату субсидии	<p>Супруги особого статуса, которые имеют право на получение социального пособия после смерти японцев (японок), оставшихся в Китае и др.</p> <p>К супругам особого статуса относятся лица одной из следующих категорий.</p> <ol style="list-style-type: none">Лица, вступившие в брак до момента возвращения японцев (японок) особого статуса, оставшихся в Китае и др., на постоянное место жительства в Японию, и непрерывно являющиеся их супругами .Лица, являющиеся супругами⁽¹⁾ японцев (японок) особого статуса, оставшихся в Китае и др., скончавшихся до 1 апреля 2008 года (день вступления в силу Закона о внесении изменений 2007 года), и получающие социальное пособие⁽²⁾. <p>Однако, это относится только к лицам, вступившим в брак до момента возвращения японцев (японок) особого статуса, оставшихся в Китае и др., на постоянное место жительства в Японию, и непрерывно являющиеся их супругами.</p> <p>(1) Включая лиц, которые не подавали заявления о вступлении в брак, но в действительности состояли в супружеских отношениях.</p> <p>(2) Лица, получающие социальное пособие в соответствии с пунктом 1 статьи 4 дополнительных правил Закона о внесении изменений 2007 года (включая лиц, имеющих право на получение).</p>
Выплачиваемая сумма	<p>Соответствует 2/3 суммы базовой пенсии по старости .</p> <p>С апреля 2014 года сумма базовой пенсии по старости (полная сумма) составляет 64 400 йен. Следовательно, выплачиваемая сумма составляет: $64\,400 \text{ йен} \times 2/3 = 42\,933$ йены.</p>

<p>Время начала выплат</p>	<p>Лицам, являющимся супругами особого статуса, которые в настоящее время единолично получают социальное пособие: выплачивается с октября 2014 года (месяц, начиная с которого вступает в силу Закона о внесении изменений).</p> <p>Лицам, являющимся супругами особого статуса, которые в настоящее время вместе получают социальное пособие: выплачивается с месяца, следующего за месяцем смерти японцев (японок) особого статуса, оставшихся в Китае и др.</p>
<p>Документы, необходимые для подачи заявления</p>	<p>Заявление о выплате субсидии супругам (бланк заявления можно получить в приемном отделе органа, производящего выплаты)</p> <p>Книга посемейной записи («косэки») или другие документы, подтверждающие факт непрерывного брака и то, что брак был зарегистрирован в день не позднее, чем за день до дня возвращения на постоянное место жительства в Японию.</p>
<p>Прием заявлений</p>	<p>Исполнительные органы, производящие выплату социальных пособий (см. ниже)</p>

<p>Случаи, не подпадающие под условия выплат</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. Субсидия супругам не выплачивается в том случае, если не получено заключение о выплате социального пособия. 2. Супруги особого статуса, которые после смерти японцев (японок) особого статуса, оставшихся в Китае и др., повторно вступили в брак, теряют право на получение социального пособия, а также не имеют права получать субсидию супругам. 3. Лица, которые до возвращения на постоянное место жительства в Японию вступили в брак с японцами (японками) особого статуса, оставшимися в Китае и др., затем вместе вернулись в Японию, а после возвращения в Японию расторгли брак (включая лиц, впоследствии повторно вступивших в брак с теми же лицами) → не имеют права получать субсидию супругам в связи с тем, что не являются супругами особого статуса, так как не подпадают под обязательное условие «непрерывности супружества с японцем (японкой) особого статуса, оставшимся (оставшейся) в Китае и др.».
--	--

Подробную информацию можно получить в органах, производящих выплату социальных пособий, или у консультантов, отвечающих за выплату субсидии.

_____ 2014 года

_____ месяц

Одел социального обеспечения _____

Адрес:

Номер телефона:

Ответственное лицо: